

三次市教育委員会会議議案第 9 号

三次市立三次小学校改築工事建築主体工事に係る工事請負契約の一部変更に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により，三次市立三次小学校改築工事建築主体工事に係る工事請負契約の一部を変更することについて，意見を求める。

令和 7 年 5 月 23 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範